# 感染症と差別~ハンセン病差別を通して~

#### 登尾唯信

## 一財) 同和教育振興会 評議員

大につれて、さまざまな偏見や差別問題現在、新型コロナウイルス感染症の拡

感染症差別

が起こっている。

解したが、既に過剰反応が始まっていされた。その翌月、2月19日、福岡市の地下鉄の中でマスクをしていない乗客がせきをした。別の客が非常通報ボタンをせきをした。別の客が非常通報ボタンを

見・差別が広がっている。 をといやな顔をされたり、呼吸器系の既 は症や花粉症の人は困ったことになって はなっている。

れるなど、多くの人権差別問題が起こった物流に関わる人々やその家族への偏見、差別が問題となっている。院内感染見、差別が問題となっている。院内感染見、差別が問題となっている。院内感染見、差別が問題となっている。院内感染力に対している。

ている。

と注意を喚起している。出そうとする問い合わせが行政に寄せら出そうとする問い合わせが行政に寄せら出る。

#### ハンセン病差別問題

年の全患協と厚生省との闘いに接するま 急速に広がった。でも父の病が伝染しな ン病に罹患した父を持つ、社会学博士の では持つことができず半信半疑がつづい いもの、治るものとの確信は、一九五三 くに特効薬プロミンができた後は園内に さは戦後、徐々にうすめられていく。と ついていないかと気になった。そのこわ ると、その内容よりも手紙にバイキンが する。「その頃わたしは、父の手紙が来 手紙に対する違和感である。以下、 塚敬愛園に隔離された父・廣藏氏からの 林力氏の体験を思い出す。鹿児島県の星 感染症に関する差別について、ハンセ 恥ずかしいこと、申し訳ないこと 引用

だった。 き裂いてくれたものへの憤りがこみ上げ いまにして父と子をそこまで引

た。 容する法律であった。林氏の父親はこの すべてのハンセン病患者を一人残らず収 徹底され、在宅療養中の患者も含めて、 挙げての無癩県運動 法律成立の6年後に入所したのである。 セン病患者のみを収容する法律であっ |癩予防ニ関スル法律| 既に1873 親子を引き裂いたものは、 1 9 0 7 癩予防法 しかし、 1 9 3 1 (旧)」は、 (明治40 (明治6) 年には、ノル 年の法律第11号 隔離政策であ (昭和6) 年成立 より隔離政策が は浮浪するハン 当時 の国 を

予防法」(1953・昭和28年) と強化さ て、 ウェーのアルマウェル・ハンセンによ 伝する病気でもなかった。また1943 にもかかわらず、 「和18)年にアメリカで治療薬 「らい菌」であることが判明した。遺 ハンセン病の原因は感染力も大変弱 が開発され、 治る病気となった。 さらに法律は ら プロ

> された。 知見を、国民に伝えなかった国家・行政 んど感染力のないらい菌に対する正確な 指摘まである。 病患者を絶滅させることにあったという で、 法の廃止に関する法律」 れ 国家賠償請求訴訟が提訴され、 1998 (平成10) 年、らい予防法違憲 の不作為であり、 無視の政策であり、感染症の中でもほと 目的は、 (平成13) 堕胎」に象徴されるように、ハンセン 約90年間、 1 9 9 6 特別病室 年に原告全面勝訴の判決が下 (平成8) 国家による徹底した人権 隔離政策は続いた。 重大な過失であった。 (重監房)」や 年の「らい が施行されるま 2 0 0 1 「断種 その 予防

#### 41 まもある差別偏見

たち僧侶の責任は大きい

て、 毎年恒例の 泊拒否事件」が惹起する。熊本県による 隔離政策は終わった。 (平成15) 年、「ハンセン病元患者宿 菊池恵楓園入所者の宿泊を申し込ま 「ふるさと訪問事業」 しかし、 200 とし

3

二生では、 否し、 あった。これはかつて、ハンセン病は仏 れた熊本のホテルが、 今も存在しているということである。 いたことがその原因であり、 であるということを仏教経典や僧侶が説 法を謗ったための恐ろしい「業病」であ に嫌悪され」、「佛が与えた罰は、一生や、 の悪業の結果、 送りつけられた。その中に「己の、 して誹謗中傷の電話、 のである。 患者が苦しみを受けるのは自己責任 県側の撤回要求にも応じなかった 贖罪出来るものでは無い」と その経過の中で、元患者に対 此の世に生まれ来て人々 ファクス、投書が 方的に宿泊を拒 その観念が

歴を明かせないという背景があると報じ たものの再び療養所に戻った元患者が、 調 や今もって差別・ 症に慣れた医療機関が地域に少ないこと いることが判明した。その中には、 2009~2018年度の10年間で29人 査で、 2 0 1 9 療養所を退所して社会復帰し (令和1) 偏見を恐れて周囲に病 年、 厚生労働省の

テーマ上、割愛せざるを得ない。と教団の関わりは長い歴史があるが今はとい回復者が存在するのである。療養所のにいる。今も故郷に帰ることができ

## 人間同士を分断する差別心

てくる問題は何であろうか。ついてハンセン病差別問題を通して見えついてハンセン病差別問題を通して見え

一つには感染経験者に対する蔑視、嫌悪感である。マスメディアを通して流される感染した著名人の会見の中でしばしば謝罪の言葉が出る。これでは、感染するのが悪いことだということになってしまい、新型コロナウイルスに感染していることを隠して、さらに感染させてしまうことにもなりかねない。

の理解である。
の理解である。
いという心情は誰にでもある。しかし、
はが大事だと思う。いわゆる当事者性へ
はが大事だと思う。いわゆる当事者性へ

を通底する問題である。 差別が続くことになる。ハンセン病差別 を記避し、さらに医療関係者まで差別す を忌避し、さらに医療関係者まで差別す ることになる。忌避すべきはウイルスで あるのに、感染経験者や医療関係者の人 権を踏みにじって、差別心が人間同士を 権を踏みにじって、差別心が人間同士を

教であることを再認識したい。 差別心の根底には恐怖心がある。それ は具体的には死に対する恐怖心である。 イルス感染問題は仏教の課題でもある。 人間を分断しない道を教えているのが仏 となると今回の新型コロナウ がであることを再認識したい。

#### 根絶できない感染症

することはできない。宿主である人間門家の意見もある。感染症を完全に撲滅スと人間は共生せざるを得ないという専スと人間は共生せざるを得ないという専

在し続ける。人間も生態系の中の一員で在し続ける。人間も生態系の中の一員であるからである。まさに仏教の説く縁起的(相依相関関係)である。天然痘のウイルスのように消えていくものもあり、新たに出現するウイルスもある。様々なウイルスの存在は、それに伴う感染症も時に応じて出現するということである。まさに心である。なことを私たちは覚悟しなければならない。

#### 当事者性と想像力

そこで必要なのは誰もが感染しうるという当事者性の理解であり、釈尊の言わいる「記が身にひきくらべて」という、 感染経験者が差別忌避されることについ での想像力が必要だと思う。自分が感染 したとして、忌避されることへの痛み、 したとして、忌避されることへの痛み、

者と非感染者という構図を外す行為に繋当事者性への理解と想像力が感染経験

#### ▶執筆者プロフィール



登尾唯信 とのお ゆいしん

【略歴】 宮崎教区宮崎組松尾寺住職 本願寺派布教使 1949年生まれ 1977年龍谷大学大学院修士課程修了

る。 感染経験者と非感染者という構図を外す も同じ人間であり、老病死する存在であ 験者の名前や住所まで特定し、 行為であろう。 念仏を申して生きるということは、この 「あの人たち」も「私たち」である。 しかし、「私たち」も「あの人たち 差別す

県からの買い物客があった。

他県の車

0

圏があって、 題である。 と分けて、一 「私たち」、

感染経験者の少ない県へ他

例えば、二県にまたがった商

がると思う。

本来、

水平、

平等な存在

を知らないことで起こる。

逆に、

感染経

あるはずなのに、

感染していない人を

感染経験者を「あの人たち

括りにしてしまう思考が問

ナンバープレートを見て、

その車に生卵

は都道府県によって寺院 情況が違うので一 今回 の 新型コロナウイルス感染問題 概に言えないが 0 置かれて あら る

拒否、

その人が感染していないにもかかわらず た。「あの県の人は」と一括りにして、 が投げつけられるということが起こっ

その現状を知らない、

あるいはその人々

感染経験者や医療従事者 差別するのである

0)

注別

は

か。 ドに、 る。 ゆる法座が止まっている場合が多い。 イルス感染差別についての啓発活動も必 の終息を願うだけの存在でよいのだろう ど、創意工夫されている最中である。 いだろうか。 院が感染源になってはという思い 今、 しかし、 寺院・ 過度に受け身になっている面はな それぞれの場で、 法要の中継やウェブ会議 寺院・僧侶の側が自粛ム 僧侶は新型コロナウイルス 新型コロナウ が 1 あ 同

ジ イトで確認願いたい 考になるため、 心理学者向けのサイトであるが、 COVID-19 関 0) 公益社団法人日本心理学会の特設ペ Combating bias and stigma related ..わる偏見や差別に立ち向かう」 (原 新型コロナウイルス アメリカ心理学会のHP) 部略記する。 (COVID-19) 詳細はサ 大変参 は to

#### 「事実」を広める

オタイプ (固有観念) の影響を受け 要だと思う。

 $\bigcirc$ 正確な情報がないと人々は偏見やステ

やすくなる。

○社会的に影響力を持つ人たちを巻き込む 適切な情報伝達の模範例となり、伝染 病を特定の地域や集団と結びつける取 り組みをやめさせる上で、大企業の り組みをやめさせる上で、大企業の

### ○感染経験者の声を広める

れている。

判や偏見を減らすことができる。

判や偏見を減らすことができる。
また、現場で働く医療従事ができる。
また、現場で働く医療従事ができる。
また、現場で働く医療従事

# ○根拠のない話、うわさ、ステレオタイ

事実とうわさを峻別する。

を唱える

るかもしれない自分ということも前提教団、僧侶がこの現実の中で、感染すいと指摘されていることが注目される。この中、「宗教指導者」の役割が大き

対して、同時に宗教者に対しても向けらし、発言して行くことが必要と考える。見て来たように私たちは、宗教者として機れ観や業病を説き、ハンセン病差別を満たした。林氏の「憤り」は国家にに、他者と、そして感染経験者とも交流

刻々と変わる新型コロナウイルスについての情報を取捨選択しつつ、事実に追り、一人ひとりが尊重される社会、御同朋の社会への道を門信徒や社会と共に歩み、その情報を発信する必要があるのでみ、その情報を発信する必要があるのではないか。僧侶、教団の社会的責任が問われているような気がする。

#### 【参考・引用文献】

- して』(林 力著 1997年)
- 日号) おりょう 日号) 日号) 日号) は数タイムス 2020年5月14 日号 (酒井義一) おります はまました (では、) といった (では、)
- 日本心理学会特設ページ著 2020年)
- https://psych.or.jp/special/covid19/combating\_bias\_and\_stigma/